

あきる野市高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により評価・選定するための方法及び基準等を示すものである。

1 対象施設

- (1) 高齢者在宅サービスセンター 萩野センター
- (2) 高齢者在宅サービスセンター 開戸センター
- (3) 高齢者在宅サービスセンター 五日市センター

2 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

3 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

候補者を選定するための審査は、応募者から提出された申請書類の書類審査等（資格審査を含む。）とプレゼンテーション（業務内容提案）審査により行う。

書類審査等は、センターの所管課において実施する。また、プレゼンテーション審査は、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施し、候補者を選定する。なお、選定委員会は非公開で行う。

(2) 審査の進め方

候補者の審査は、次の手順で実施する。

- ① 書類審査等： 提出された申請書類により、福祉部高齢者支援課において応募資格に関する資格審査と書類審査を行い、その結果を全応募者に通知する。

資格審査は、次の各号に該当しない市内に事務所又は事業所を置く法人であるかを審査する。また、書類審査は、募集要項の別紙1「提出書類一覧」に示す書類がすべて提出されているかを審査する。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するもの
- 2) 応募書類提出時において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けているもの
- 3) 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- 4) 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している法人
- 5) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5に該当するもの
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又はそれらの利益となる活動を行うもの

- ② プレゼンテーション審査：書類審査等の合格者（以下、「提案者」という。）を対象として、選定委員会において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を行う。

プレゼンテーション審査は、提案者ごとに説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行い、センターの設置目的を最も効果的に達成できると認められる者を候補者とする。

4 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価の採点は、5段階評価とし、特に優れているもの（5点）、やや優れているもの（4点）、標準であるもの（3点）、やや劣っているもの（2点）、劣っているもの（1点）とし、各評価項目について採点する（70満点）。

評価項目		採点
1	法人の事業運営方針について	
2	センターの運営に関する考えについて	
3	センターの管理運営について	
4	人員体制について	
5	収支見込み等について	
6	苦情解決体制について	
7	第三者評価への取組について	
8	個人情報の保護対策及び情報公開について	
9	危機・安全管理体制について	
10	環境への配慮について	
11	地域の高齢者福祉拠点としての活動について	
12	その他応募者として特筆したい事項について	
13	現在の事業内容について	
14	総合評価	
評価合計		

5 選定方法

評価基準に基づき、提出書類とプレゼンテーションの内容を採点し、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合計が最も高い団体を候補者に選定する。ただし、この団体の総合計が出席委員数で算定する総合計の満点の5分の3を超えていない場合には、該当者なしとし、別途、候補者の選定を行う。なお、総合計が同点の場合は、採点の高い委員の多い提案者を上位とする。

6 審査結果の通知

選定委員会の審査結果については、提案者全員に文書で通知するとともに、応募団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市のホームページで公表する。